



- ② 理事として連続5期10年の任期が満了した直後の任期にあたる場合。  
ただし、本人が希望し、学会運営において必要な方であると判断した場合、再任を妨げない。
- (2) 会長、副会長および事務局長の任期は2年間とし、会長の再任は連続2期4年まで、副会長の再任は連続3期6年まで、事務局長の再任は連続3期6年までとする。また、支部長の再任は連続3期6年までとする。ただし、いずれも1期以上休んだ場合は再任を妨げない。
- (3) 会長、副会長、および事務局長の選任は、役員の投票による。
- (4) 事務局補佐（会計・書記）は、事務局長が推薦し、会長が任命する
- (5) 定年を迎えた理事のうち、会長を2期4年、または副会長を3期6年経験し、学会の発展に著しく貢献した方、および、これに準ずる方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、顧問とする。なお、会長を4期8年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、特別顧問とする。また、会長を5期10年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、名誉会長とする。なお、顧問、特別顧問および名誉会長は役員会にオブザーバーとして出席し、求めに応じて意見を述べるができる。なお、顧問、特別顧問および名誉会長については、会費の徴収を行わない。
- (6) 任期の開始日は、会長、副会長、及び事務局長の選任のための投票が実施された翌年の4月1日とする。
- (7) 任期途中で役員が交代する必要がある場合、次の通りとし、いずれについても臨時役員総会で承認を得る。代行者の任期は前任者の残任期間とする。
- ① 会長については、副会長のうち一名が代行する。
  - ② 副会長については、次の選挙まで空席とする。
  - ③ 事務局長については、会長・副会長が代行を推薦する。
  - ④ 会計監査については、会長・副会長が代行を推薦する。
  - ⑤ 理事・運営委員については、各支部が後任を推薦することができる。

第11条 本学会は毎年1回、定期総会を開催する。総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第12条 本学会の経費は、会員の納入金およびその他の助成金による。本学会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。毎年、定期総会において会計報告をおこなう。

第13条 本学会の会則は、役員総会の決定によって変更することができる。ただし、総会の承認を必要とする。

第14条 本学会の運営に当たっては、運営細則を役員総会において定め、規範とする。

第15条 会則は、1980年11月16日をもって発効する（1998年6月13日、一部改正）。  
（2011年6月25日、一部改正）（2017年6月17日、一部改正）（2021年7月4日、一部改正、2021年7月5日、発効）（2022年7月10日、一部改正、発効）

日本児童英語教育学会(JASTEC) 運営細則

第1条 本学会の本部、本部事務局および各支部、各支部事務局は、次の場所におく。

【本 部】 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25 青山学院大学文学部  
TEL：03-3409-8164  
E-mail：[allentamai@cl.aoyama.ac.jp](mailto:allentamai@cl.aoyama.ac.jp)  
アレン玉井 光江

【本部事務局】 〒504-0837 岐阜県各務原市那加甥田町 30-1  
中部学院大学教育学部 新井謙司 研究室内  
TEL：058-375-3600 (代表)  
E-mail：[jastecjimukyoku@jastec1980.jp](mailto:jastecjimukyoku@jastec1980.jp)  
事務局長 新井 謙司 (事務局補佐 樋田 禎美)

【関東甲信越】 支部長：アレン玉井光江  
事務局：〒154-8533 東京都世田谷区太子堂 1-7-57  
昭和女子大学附属昭和小学校  
TEL：03-3411-5114  
Email：[r-hatai@swu.ac.jp](mailto:r-hatai@swu.ac.jp)  
幡井 理恵

【中 部】 支部長：巽 徹  
事務局：〒501-6194 岐阜県岐阜市柳津町高桑西 1-1  
聖徳学園大学教育学部 加藤拓由研究室内  
TEL：058-279-0804  
E-mail：[kato0116@gifu.shotoku.ac.jp](mailto:kato0116@gifu.shotoku.ac.jp)  
加藤 拓由

【関 西】 支部長：中西 浩一  
事務局：〒577-8550 東大阪市菱屋西 4-2-26  
大阪樟蔭女子大学児童教育学部 兼重昇研究室内  
TEL：(代表) 06-6723-8181  
E-mail：[kaneshige.noboru@osaka-shoin.ac.jp](mailto:kaneshige.noboru@osaka-shoin.ac.jp)  
兼重 昇

【中国・四国】 支部長：平本 哲嗣  
事務局：〒739-8521 広島県東広島市鏡山 1-7-1  
広島大学 外国語教育研究センター 山内優佳研究室内  
TEL：082-424-6452  
E-mail：[jimukyoku@jastec-cs.com](mailto:jimukyoku@jastec-cs.com)  
山内 優佳

【九州・沖縄】 支部長：大田 亜紀  
事務局：〒811-5544 長崎県壱岐市勝本町布気触 974-6  
一般社団法人サステイナブル教育開発機構 educore  
TEL：080-5435-8936  
E-mail：[mririejun@gmail.com](mailto:mririejun@gmail.com)  
入江 潤

第2条 支部長は、各支部において本学会役員の中から選任する。また、同様に支部事務局の責任者を定めて支部事務局長と呼ぶ。

第3条 各支部の運営に一定の役割を担う会員を研究員に任ずる。研究員は支部役員会に出席することができる。

第4条 本学会には、次の専門委員会を設ける。

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 企画調整委員会                      | ② 調査研究委員会          |
| ③ 紀要編集委員会                      | ④ Newsletter 編集委員会 |
| ⑤ 広報委員会                        |                    |
| ⑥ 大会実行委員会(研究大会のつど、適宜設置する)      |                    |
| ⑦ 選挙管理委員会(役員選挙を行う役員総会のつど、設置する) |                    |

第5条 各専門委員会において委員の中から1名委員長を選出する。委員長の任期は2年とする。委員長の再任は連続2期4年までとする。ただし、いずれも1期以上休んだ場合は再任を妨げない。

第6条 本学会の各会員は、次の会費を前納する義務を負う。

- |                |    |    |         |
|----------------|----|----|---------|
| ① 一般会員：個人      | 会費 | 年額 | 6,000円  |
| ② 賛助会員：団体または法人 | 会費 | 年額 | 15,000円 |
| ③ 団体会員：任意のグループ | 会費 | 年額 | 10,000円 |
| ④ 学生会員：学部学生に限る | 会費 | 年額 | 4,000円  |

第7条 本学会の一般会員および学生会員には、次の便宜が与えられる。

- ①総会、研究大会、および研究部会への参加(原則として無償)。
- ②『Newsletter』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ③『研究紀要』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ④『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第8条 本学会の賛助会員には次の便宜が与えられる。

- ①総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は各賛助会員毎に1とし、研究大会および研究部会への参加は、各賛助会員毎に3名までを会員とみなす。
- ②『Newsletter』発行のつど2部ずつその無償配布を受けること。
- ③『研究紀要』発行のつど2部ずつその無償配布を受けること。
- ④『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑥『Newsletter』への広告記事の掲載(有償)。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑦総会、研究大会、研究セミナー等における教材の割引料金での優先的展示(有償)。

第9条 本学会の団体会員には次の便宜が与えられる。

- ①総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は各団体会員毎に1とし、研究大会および研究部会への参加は、各団体会員毎に3名までを会員とみなす。
- ②『Newsletter』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ③『研究紀要』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ④『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

⑤『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第10条 本学会の『研究紀要』は1年度内に1回、『Newsletter』は1年度内に2回以上、発行する。